報告第 21 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部改正について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和3年8月26日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」が名称改正されており、小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱別表中で基準を引用しているため改正となる。

小城市告示第 90 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する 告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱(平成27年小城市告示第135号)の一部を次のように改正する。

別表中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準」を「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど も・子育て支援施設等の運営に関する基準」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱(平成27年小城市告示135号)の一部を改正する告示 新旧対照表

			備考																	
	(\$		対象児1人	当たりの日	夠	400円	400日				800日				(160万円	・年間延べ	利用人数)	一400円 (1	0円未満切	*************************************
¥	改正後 (案)		<i>P</i> X		***	田址①	利用者数2, ②長期休業	ш	(8時間未) ()	③長期休業	Ш	(8時間以	(H	日本①	•	W.	•		
		引係)	委託料種別			Ⅰ 年間延べ ①平日	利用者数2,	000人超の	一時的保育	施設					Ⅱ 年間延べ ①平日	利用者数2,	000人以下	の一時的保	育施設	
) () () ()		別表 (第7条関係)				(1) 基本	分 (平日	の教育標	準時間の	前後又は	長期休業	日の利	用)	•						
		召 _																		
가꺴비셸(中國王 'प]月()'') 宇米天旭女們(十灰21 十가꺴미미시1997) () 마입Ķ止) 이미시			備考																	
(A) 174(A)			対象児1人	当たりの日	名頁	400円	400円				日008				(160万円	÷年間延べ	利用人数)	一400円 (1	0円未満切	拾て)
米米局效率	現行					①平日	利用者数2, ②長期休業	ш	(8時間未	(聖)	③長期休業	Ш	(8時間以	E)	①平日					
+ 1.7% M		貞係)	委託料種別			Ⅰ 年間延べ ①平日	利用者数2,	000人超の	一時的保育	施設					Ⅱ 年間延べ ①平日	利用者数2,	000人以下	の一時的保	育施設	
H H H H H H H H H H H H H H H H H H H		別表 (第7条関係)			•	(1) 基本	分 (平日	の教育標	準時間の	前後又は	長期休業	日の利	用)							

400円	田008			800円・8時間以内の	場合	150円・(1) I ①及び	(1) II (I)	300円 いては4時	間、(1) I③、	450円 (1) Ⅱ③及び	(2)について	は8時間を超	えて実施し	た場合に、そ	の日額に加	櫯	100円 · (1) I ②及び	(1) H (1)
②長期休業 日 (8時間未 満)	③長期休業	日(8時間以	(T	休日分(土曜日、日曜日、国民	の休日等の利用)	I 超えた利用時間が2	時間未満	I 超えた利用時間が2	時間以上3時間未満	Ⅲ 超えた利用時間が3	時間以上						IV 超えた利用時間が2	
				休日关	木日等	長平	間加算											
				(2)	100	(3)	- 追											
				・8時間以内の (2)	場合	・(1) I ①及び	(1) II ①につ 間 目	いては4時	間、(1) I ③、	(1) Ⅱ③及び	ンいつ2/(2)	は8時間を超	えて実施し	た場合に、そ	の日額に加	黄	・(1) I ②及び	
400円	田008			(2)		(1) I ①及び		300円 いては4時	間、(1) Ⅰ③、	450円 (1) Ⅱ③及び	(2) について	は8時間を超	えて実施し	た場合に、そ	の日額に加	女		
②長期休業 400円 日 (8時間未満)	期休業 800	日 (8時間以 1985	(五)	1 8時間以内の (2)		円・(1) I ①及び		F	時間以上3時間未満間、(1) I ③、	F	時間以上(2) について	(138時間を超	えて実施し	た場合に、そ	の日額に加	華	Ť	

いては4時間を超えて実	施した場合	に、その日額	に加算	1,383,200・次の要件を満	たす施設に	適用する。	ア平日及	び長期休	業中の双	方におい	て、8時間	以上 (平日	とついて	は教育時	間を含	む。)の預	かりを実	施してい	る い	イ 特定教	育·保育施
200日	300日			1, 383, 200	E																
A 超えた利用時間が2時間以上3時間未満	VI 超えた利用時間が3	時間以上		Ⅰ 1分所当たり年額																	
				(4) 就労	支援型施	設加算	(事務経	(単													
いては4時間 を超えて実	施した場合	に、その日額	に加算	次の要件を満	たす施設に	適用する。	ア 平日及	び長期休	業中の双	方におい	て、8時間	以上 (平日	ンいつこ	は教育時	間を含	む。)の預	かりを実	插してい	るい。	イ特定教	育•保育施
200円 いては4時間を超えて実	300円 施した場合	に、その日額	に加算	1,383,200・次の要件を満	日 たす施設に	適用する。	ア平日及	び長期休	業中の双	力におい	以 8時間	四十 (本日	ンハヘン	は教育時	間を含	む。)の預	かりを実	施してい	るい。	イ 特定数	育・保育施
		時間以上に、その日額	に加算	•		適用する。	ア平日及	び長期休	業中の双	方におい	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	以上(平日	といっこ	は教育時	間を含	む。)の預	かりを実	格したい	。	イ特定教	育・保育施

設及び特	定地域型	保育事業	並びに特	京子ど	た・子	て支援施	設等の運	営に関す	2 発練 (元	成26年内	閣府令第3	9号)第42	条に規定	されてい	る連携施	設となっ	したらい	ع کا	ウ本事業	の事務を	担当する	職員を追
	耐	業))			1 閣	\$39	42	1定	(1)		Ç.	N)			, Y	8.	道
設及び特	定地域型	保育事業					の運営に	関する基	準 (平成	26年内閣	府令第39	号) 第42	条に規定	されてい	る連携施	設となっ	ているこ	عْلَ	ウ 本事業	の事務を	担当する	職員を追

													崧	
加で配置すること。	・ウの配置月数	(1月に満た	ない端数を	生じたとき	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	は、1か所当	たり年額を6	91,600円と	\$5 °	この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該	ンナナス
													こは、対象児	しかかずったの
													刊用人数」	か名目今日
													「年間延べ	重業を利用.
														佐部にないて 重業を利用した 分甲全てを会かれ のフセス
													備考	本
													談	
加で配置すること。	・ ウの配置月数	(1月に満た	ない端数を	生じたとき	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	は、1か所当	たり年額を6	91,600円と	+5°	のみならず、当該	アナス
加で配置すること。		(1月に満た	ない端数を	生じたとき	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	は、12が所当	たり年額を6	91,600円と	750	は、対象児のみならず、当該	か会まった の レ 中 ス
加で配置すること。		(1月に満た	ない端数を	生じたとゆ	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	は、1か所当	たり年額を6	31,600円と	\$ 5°	人数」には、対象児のみならず、当該	谷同会アを会むよのフェス
加で配置すること。		(1月に満た	ない端数を	生じたとき	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	は、1か所当	たり年額を6	31,600円と	+5°	聞延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該	5名1田1.か分間会 7.を含むまのファス
加で配置 すること。		(1月に満た	ない端数を	生じたとき	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	は、1か所当	たり年額を6	91,600円 と	\$ \$ \$	・の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該	/ 丁重業を利田した 谷垣 全上を会かる の レナス
加で配置 すること。		(1月に満た)	ない結数を	生じたとき	は、これを1	月とする。)	が6月に満た	ない場合に	(は、1か)所当	たり年額を6	7日00月7日	+5°.	備考 この表の「年間延べ利用人数」には、対象児のみならず、当該	